

平成24年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置

措置公表年月日  
最終 平成26年4月8日

特定のテーマ：【企業誘致施策に関する事務の執行について】

改善を要する事項		講じた措置
指摘	1 補助金交付直後の交付先企業の倒産といったケースは、結果として補助金の交付目的が果たされないことから、こうした事態を防ぐため、補助金交付にあたっては、交付先企業の直近の経営状況について十分な確認を行うべく、審査マニュアルの改善など必要な措置を講ずること。	平成25年4月1日付けで「企業立地促進費補助金事務取扱要領」の实地検査マニュアルの一部改正を行い、「経営状況」に係る書類審査を追加し、補助金交付申請日の直近の経営状況を把握するため、月次の残高試算表等により確認を行うこととしました。
意見	1 厳しい道の財政状況の中で、多額の予算措置を行っている補助金の効果等について十分な検討を行うとともに、社会経済情勢の変化や企業ニーズを的確に把握の上、今後とも制度内容の工夫に努めていく必要がある。	社会経済情勢の変化や企業ニーズを把握するため、他県との制度比較や道外企業のニーズ把握等のアンケート調査を実施するとともに、道内市町村や経済団体などから企業立地の補助制度に関する意見聴取をしました。 また、企業立地に係る補助制度内容について十分な検討を行い、本社機能移転、一部の植物工場を新たに助成対象とするなど、補助制度の見直しを行いました。 今後とも制度内容の工夫に努めてまいります。
意見	2 厳しい道の財政状況の中で、多額の予算措置を行っている企業立地貸付金の効果等について十分な検討を行うとともに、社会経済情勢の変化や企業ニーズを的確に把握の上、今後とも制度内容の工夫に努めていく必要がある。	現在、中小企業に対する融資制度の全面的な見直しを行っており、社会経済情勢の変化や企業ニーズの把握を含め、多角的な視点から調査・検討を行っております。 これらの調査結果を踏まえ、企業誘致施策に関する資金についても関係機関や庁内関係課で協議を重ねて制度内容の工夫に努めていきます。
意見	3 分譲実績が計画を下回り続けていることに伴って、(株)苫東から苫小牧東部地域開発出資特別会計に対する株主還元が予定どおり進まない状況となっていることから、北海道としては、(株)苫東に対し、役員報酬等を含む経常的な経費のより一層の節減に努めるよう、株主総会における株主としての権限の行使なども含め、これまで以上に積極的な対応を図ること	道は、(株)苫東に対し、役員報酬等を含む経常的な経費のより一層の節減に努めるよう、社長、役員に対し積極的な要請を行っております。 その結果、今年度の株主総会において、取締役報酬限度額が引き下げられております。 今後も、(株)苫東の経費のより一層の節減となるよう積極的な対応に努めていきます。

改善を要する事項		講じた措置
意見	4	<p>北海道は、引取りの際の北海道土地開発公社に対する「経費」の支払いの財源確保など、苫東二次買収用地に係る土地処分の具体化に向けた検討を急ぐとともに、国土交通省北海道局に対し、これまで以上に積極的に、利活用の具体化に係る申し入れを行い、北海道土地開発公社の長期保有地の解消に最大限取り組むべきである。</p> <p>道は、国と「いわゆる二次買収用地について」幅広く公共事業用地として活用をする旨の確認書を三次にわたって締結しており、国に対して、「苫東新計画の進め方【第二期】」（平成20年12月17日国土交通省北海道局策定）に基づくプロジェクトの導入を働きかけてきましたが、具体的な事業が示されない中、道が事業を実施予定している「安平川水系河川整備事業」での事業用地として活用されることが、用地の処分方法として有力であると考えており、事業主体である室蘭建設管理部と情報交換を行い、土地の処分について検討を進めてまいります。</p> <p>また、今後とも、上記国との確認書に基づき設置した「苫東二次買収用地土地利用等推進協議」等を通じて、国土交通省北海道局に対して、積極的に利活用の具体化にかかる要望を行っていくとともに、北海道土地開発公社の長期保有地の解消に最大限取り組んでいきます。</p>
意見	5	<p>無利子貸付金の単年度償還による簿価抑制については、総務省からの通知の趣旨なども踏まえ、道財政がおかれている現状も考慮した上で、早期に見直しを検討すべきである。</p> <p>苫小牧東部工業基地に係る無利子貸付金の単年度償還による簿価抑制について検討した結果、道財政が厳しく、現時点での新たな財政負担は困難ですが、引き続き、見直しを検討してまいります。</p>
意見	6	<p>毎年度発生する市中金融機関に対する借入利子については、北海道が年度毎に負担処理し、簿価算入を解消すべきである。</p> <p>苫小牧東部工業基地に係る毎年発生する市中金融機関に対する借入利子を道が負担することについて検討した結果、道財政が厳しく、現時点での新たな財政負担は困難です。</p>
意見	7	<p>分譲実績が計画を下回り続けていることに伴って、石狩開発株から石狩湾新港地域開発出資特別会計に対する株主還元が予定どおり進まない状況となっていることから、北海道としては、石狩開発株に対し、役員報酬等を含む経常的な経費のより一層の節減に努めるよう、株主総会における株主としての権限の行使なども含め、これまで以上に積極的な対応を図ること。</p> <p>道は、石狩開発株に対し、役員報酬等を含む経常的な経費のより一層の節減に努めるよう、社長、役員に対し積極的な要請を行っています。</p> <p>その結果、今年度の株主総会において、役員報酬限度額が引き下げられています。今後も、石狩開発株の経費のより一層の節減となるよう、社内規定の見直しなども含め積極的な対応に努めていきます。</p> <p>また、道として、土地分譲の促進を図るため、会社や関係市などとも連携して、今後の取組方針を策定していくこととしています。</p>

改善を要する事項		講じた措置
意見	8 北海道は、引取りの際の北海道土地開発公社に対する「経費」の支払いの財源確保など、石狩湾新港地域港湾用地に係る土地処分の具体化に向けた検討を急ぐとともに、次期港湾計画の改訂の際には、当該港湾用地の開発が明確に位置づけられるよう、石狩湾新港管理組合など関係機関に対してこれまで以上に積極的に申し入れを行い、北海道土地開発公社の長期保有地の解消に最大限取り組むべきである。	長期保有地の早期売却を図るため、石狩湾新港管理組合に対して、改訂される次期港湾計画（平成26年度改訂予定）において、長期保有地が港湾用地として明確に位置づけられるよう要請を行った（平成25年7月）外、同管理組合が策定を検討している石狩湾新港長期構想の検討委員会においても要請を行っており（平成25年3月）、今後とも北海道土地開発公社の長期保有地の解消に最大限取り組んでいきます。
意見	9 無利子貸付金の単年度償還による簿価抑制については、総務省からの通知の趣旨なども踏まえ、道財政がおかれている現状も考慮した上で、早期に見直しを検討すべきである。	石狩湾新港地域港湾用地に係る毎年発生する市中金融機関に対する借入利子を道が負担することについて検討した結果、道財政が厳しく、現時点での新たな財政負担は困難ですが、引き続き、見直しを検討してまいります。
意見	10 毎年度発生する市中金融機関に対する借入利子については、北海道が年度毎に負担処理し、簿価算入を解消すべきである。	石狩湾新港地域港湾用地に係る毎年発生する市中金融機関に対する借入利子を道が負担することについて検討した結果、道財政が厳しく、現時点での新たな財政負担は困難です。